

ビジネス著作権検定® 上級問題集 改訂内容のご案内

2018年12月30日施行環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)の発効に伴う著作権法改正および、2019年1月1日に、「著作権法の一部を改正する法律」が施行されました。この法改正に伴い、『ビジネス著作権検定 上級問題集(第7版第1刷発行日:2017年5月31日)』の記載内容のうち、変更になった箇所があります。詳しくは、以下の<改訂内容対応表>にまとめましたので、内容を置き換えて学習をしてください。
※なお、詳細は文化庁サイト(<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/>)をご確認ください。

<改訂内容対応表>

該当箇所	改訂内容(下線部分)	上級問題集(第7版第1刷)内容
練習問題 第7章 p. 30 問題53	イ 無名または変名の著作物の著作権は、常にその公表後 <u>70年</u> 間存続する。 ウ <u>著作権の保護期間が著作者の死後50年となっているベルヌ条約加盟国を本国とする著作物であっても、日本では死後70年間の保護を受けられる。</u>	イ 無名または変名の著作物の著作権は、常にその公表後50年間存続する。 ウ アメリカ合衆国を本国とする著作物については、同国において著作権が存続している限り、日本でも保護が与えられる。
練習問題 第7章 p. 30 問題54	イ 団体名義の著作物の著作権は、原則としてその著作物の公表後 <u>70年</u> を経過するまで存続する。 ウ 無名または変名の著作物の保護期間は、例外なくその著作物の公表後 <u>70年</u> を経過するまでの間存続する。 エ レコードに関する著作隣接権は、原則として、その音を最初に固定した日から <u>70年</u> を経過した時まで存続する。	イ 団体名義の著作物の著作権は、原則としてその著作物の公表後50年を経過するまで存続する。 ウ 無名または変名の著作物の保護期間は、例外なくその著作物の公表後50年を経過するまでの間存続する。 エ レコードに関する著作隣接権は、原則として、その音を最初に固定した日から50年を経過した時まで存続する。
練習問題 第7章 p. 30 問題55	ア その書籍の著作権は、登録と同時に発生し、著作者の死後 <u>70年</u> を経過するまで存続する。 イ その書籍が団体名義の著作物であった場合、その著作権は創作の時からその団体の解散後 <u>70年</u> を経過するまで存続する。 ウ その書籍がペンネームで公表された著作物の場合、その著作権は原則として創作の時から公表後 <u>70年</u> を経過するまで存続する。 エ その書籍の著作権は、創作と同時に発生し、原則として公表後 <u>70年</u> を経過するまで存続する。	ア その書籍の著作権は、登録と同時に発生し、著作者の死後50年を経過するまで存続する。 イ その書籍が団体名義の著作物であった場合、その著作権は創作の時からその団体の解散後50年を経過するまで存続する。 ウ その書籍がペンネームで公表された著作物の場合、その著作権は原則として創作の時から公表後50年を経過するまで存続する。 エ その書籍の著作権は、創作と同時に発生し、原則として公表後50年を経過するまで存続する。
練習問題 第7章 p. 31 問題56	ア 実演についての保護期間は、その実演家の死後 <u>70年</u> である。 ウ 連載小説は逐次著作物に含まれるが、小説なので保護期間は著作者の死後 <u>70年</u> である。 エ 写真家Aの写真集に収録されている写真の保護期間は、その本が出版されてから <u>70年</u> までである。	ア 実演についての保護期間は、その実演家の死後50年である。 ウ 連載小説は逐次著作物に含まれるが、小説なので保護期間は著作者の死後50年である。 エ 写真家Aの写真集に収録されている写真の保護期間は、その本が出版されてから50年までである。

該当箇所	改訂内容(下線部分)	上級問題集(第7版第1刷)内容
<p>練習問題 正答・解説 p. 72 【関連条文】 <著作権法第49条1項></p>	<p>次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。 一 第三十条第一項、第三十一条第一号、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。)、第四十一条から第四十二条の三まで、<u>第四十二条第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。)</u>を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示(送信可能化を含む。以下同じ。)を行つた者</p>	<p>次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。 一 第三十条第一項、第三十一条第一号、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。)、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条の二又は第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者</p>
<p>練習問題 正答・解説 p. 74 問題46</p>	<p>エ <u>その絵が盗難にあった等、その絵自体が報道の内容である場合は、報道利用(41条)が可能である。インタビューを受けている有名人が報道の内容である場合は、たまたま主要な被写体である有名人の背景に絵らしきものが写っている程度であれば、著作物の利用とはいえないし、また、絵がインタビュー映像の軽微な構成部分にとどまる場合は、付随的著作物の利用(30条の2)に該当するから、報道利用が可能である。しかし、その絵画にピントを合わせており、軽微な構成部分といえない場合は、著作物の実質的な利用となり、報道の目的上正当な範囲ではないと考えられる(41条)。よつて、本肢は誤り。</u></p>	<p>エ たまたま主要な被写体である有名人の背景に絵らしきものが写っている程度であれば、著作物の利用とはいえないが、その絵画にピントを合わせて報道するのは著作物の実質的な利用となり、報道の目的上正当な範囲ではないと考えられる(41条)。よつて、本肢は誤り。</p>
<p>練習問題 正答・解説 p. 74 【関連条文】 <著作権法第30条の2></p>	<p><u>写真の撮影、録音又は録画(以下この項において「写真の撮影等」という。)の方法によつて著作物を創作するに当たつて、当該著作物(以下この条において「写真等著作物」という。)に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物(当該写真等著作物における軽微な構成部分となるものに限る。以下この条において「付随対象著作物」という。)は、当該創作に伴つて複製することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</u></p>	<p>※<著作権法第35条1項>の上に追記</p>
<p>練習問題 正答・解説 p. 74 【関連条文】 <著作権法第37条2項></p>	<p>公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。)を行うことができる。</p>	<p>公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。)を行うことができる。</p>
<p>練習問題 正答・解説 p. 75 問題47</p>	<p>エ 美術の著作物の原作品の所有者は、その著作物をその原作品により公に展示することができる(45条1項)、その著作物をカタログ等に掲載することができる(47条1項)。しかし、著作権者の許諾なく、その著作物を鑑賞用のポスターにして配布することはできない。よつて、本肢は誤り。</p>	<p>エ 美術の著作物の原作品の所有者は、その著作物をその原作品により公に展示することができる(45条1項)、その著作物をカタログ等に掲載することができる(47条)。しかし、著作権者の許諾なく、その著作物を鑑賞用のポスターにして配布することはできない。よつて、本肢は誤り。</p>

該当箇所	改訂内容(下線部分)	上級問題集(第7版第1刷)内容
練習問題 正答・解説 p. 75～76 【関連条文】 <著作権法第47条1項>	美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、第二十五条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者(以下この条において「 <u>原作品展示者</u> 」という。)は、 <u>観覧者のためにこれらの展示する著作物(以下この条及び第四十七条の六第二項第一合において「<u>展示著作物</u>」という。)の解説若しくは紹介をすることを目的とする小冊子に当該展示著作物を掲載し、又は次項の規定により当該展示著作物を上映し、若しくは当該展示著作物について自動公衆送信(送信可能化を含む。同項及び同号において同じ。)を行うために必要と認められる限度において、当該展示著作物を複製することができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</u>	美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、第二十五条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者は、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子にこれらの著作物を掲載することができる。
練習問題 正答・解説 p. 78 問題51	「プログラムの著作物」の複製物の所有者は、自分で実行するために必要と認められる限度において、複製および翻案ができる(47条の3第1項、 <u>47条の6第1項2号</u>)。プログラムの著作物が違法複製物であることを知って入手した場合には、これをコンピュータで業務上使用すれば著作権の侵害となる(113条2項)。プログラムの著作物を譲渡した場合には、バックアップ用に作成した複製物は保存してはいけない(47条の3第2項)。	「プログラムの著作物」の複製物の所有者は、自分で利用するために必要と認められる限度において、複製および翻案ができる(47条の3第1項)。プログラムの著作物が違法複製物であることを知って入手した場合には、これをコンピュータで業務上使用すれば著作権の侵害となる(113条2項)。プログラムの著作物を譲渡した場合には、バックアップ用に作成した複製物は保存してはいけない(47条の3第2項)。
練習問題 正答・解説 p. 78 問題52	イ 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。 <u>次項において同じ。</u>)を行うことができる(37条2項)。	イ 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。)を行うことができる(37条2項)。
練習問題 正答・解説 p. 79 問題53	イ 原則として無名または変名の著作物の著作権は公表後 <u>70年間</u> 存続する(52条1項)。ただし、期間満了前に著作者の死後 <u>70年</u> を経過していると認められる場合には、その著作者の死後 <u>70年</u> 経過したと認められる時に消滅したものとされる(52条1項ただし書き)。よって、本肢は誤り。 ウ <u>保護期間が死後50年のベルヌ条約加盟国を本国とする著作物の保護期間は、日本の保護期間より短いため、本国での存続期間までしか保護されない(58条)</u> 。よって、本肢は誤り。	イ 原則として無名または変名の著作物の著作権は公表後 <u>50年間</u> 存続する(52条1項)。ただし、期間満了前に著作者の死後 <u>50年</u> を経過していると認められる場合には、その著作者の死後 <u>50年</u> 経過したと認められる時に消滅したものとされる(52条1項ただし書き)。よって、本肢は誤り。 ウ アメリカ合衆国の著作権の保護期間は70年であるが、日本より保護期間の長い著作物については、日本の著作権法の保護期間が適用される(ベルヌ条約7条(8))。したがって、アメリカ合衆国において著作権が存続していても、日本の著作権の保護期間50年が適用される。よって、本肢は誤り。
練習問題 正答・解説 p. 79 【関連条文】 <著作権法第52条1項>	無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後 <u>七十年</u> を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその著作者の死後 <u>七十年</u> を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作者の死後 <u>七十年</u> を経過したと認められる時において、消滅したものとす。	無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後 <u>五十年</u> を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその著作者の死後 <u>五十年</u> を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作者の死後 <u>五十年</u> を経過したと認められる時において、消滅したものとす。

該当箇所	改訂内容(下線部分)	上級問題集(第7版第1刷)内容
練習問題 正答・解説 p. 80 【関連条文】 < 著作権法第58条 >	<p>文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約により創設された国際同盟の加盟国、著作権に関する世界知的所有権機関条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国である外国をそれぞれ文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、著作権に関する世界知的所有権機関条約又は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の規定に基づいて本国とする著作物(第六条第一号に該当するものを除く。)で、その本国において定められる著作権の存続期間が第五十一条から第五十四条までに定める著作権の存続期間より短いものについては、その本国において定められる著作権の存続期間による。</p>	※< 著作権法第54条1項 >の下に追記
練習問題 正答・解説 p. 80 問題54	<p>イ 団体名義の著作物の保護期間は、原則としてその著作物の公表後70年を経過するまでの間、存続する(53条1項)。よって、本肢は正しい。</p> <p>ウ その存続期間の満了前にその著作者の死後70年を経過していると認められる場合、その時に消滅したものとされる(52条1項ただし書き)。ただし、著作者の変名がそのものとして周知のものであるとき等は、この規定は適用されない(52条2項1号)。よって、本肢は誤り。</p> <p>エ レコードに関しては、その音を最初に固定した時に、存続期間が始まるが(101条1項2号)、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して70年(その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して70年を経過する時までの間に発行されなかったときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して70年)を経過した時に、存続期間が満了する(101条2項2号)。よって、本肢は誤り。</p>	<p>イ 団体名義の著作物の保護期間は、原則としてその著作物の公表後50年を経過するまでの間、存続する(53条1項)。よって、本肢は正しい。</p> <p>ウ その存続期間の満了前にその著作者の死後50年を経過していると認められる場合、その時に消滅したものとされる(52条1項ただし書き)。ただし、著作者の変名がそのものとして周知のものであるとき等は、この規定は適用されない(52条2項1号)。よって、本肢は誤り。</p> <p>エ レコードに関しては、その音を最初に固定した時に、存続期間が始まるが(101条1項2号)、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して50年(その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して50年を経過する時までの間に発行されなかったときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して50年)を経過した時に、存続期間が満了する(101条2項2号)。よって、本肢は誤り。</p>
練習問題 正答・解説 p. 80 【関連条文】 < 著作権法第52条1項 >	<p>無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその著作者の死後七十年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作者の死後七十年を経過したと認められる時において、消滅したものとする。</p>	<p>無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその著作者の死後五十年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作者の死後五十年を経過したと認められる時において、消滅したものとする。</p>
練習問題 正答・解説 p. 80 【関連条文】 < 著作権法第53条1項 >	<p>法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年(その著作物とその創作後七十年以内に公表されなかったときは、その創作後七十年)を経過するまでの間、存続する。</p>	<p>法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年(その著作物とその創作後五十年以内に公表されなかったときは、その創作後五十年)を経過するまでの間、存続する。</p>
練習問題 正答・解説 p. 81 【関連条文】 < 著作権法第101条2項2号 >	<p>レコードに関しては、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して七十年(その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して七十年を経過する時までの間に発行されなかったときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して七十年)を経過した時</p>	<p>レコードに関しては、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年(その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して五十年を経過する時までの間に発行されなかったときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して五十年)を経過した時</p>

該当箇所	改訂内容(下線部分)	上級問題集(第7版第1刷)内容
練習問題 正答・解説 p. 81 問題55	ア その書籍の著作権は、創作と同時に発生し(51条1項)、作者の死後 <u>70年</u> を経過するまでの間存続する(51条2項)。よって、本肢は誤り。 イ 団体名義のその書籍の著作権は、創作と同時に発生し(51条1項)、原則としてその書籍の公表後 <u>70年</u> を経過するまでの間存続する(53条1項)。よって、本肢は誤り。 ウ 無名または変名(ペンネームを含む)の著作物の著作権は、原則としてその書籍の公表後 <u>70年</u> を経過するまでの間存続する(52条1項)。よって、本肢は正しい。 エ その書籍の著作権は、創作と同時に発生して、原則として作者の死後 <u>70年</u> を経過するまでの間存続する。よって、本肢は誤り。	ア その書籍の著作権は、創作と同時に発生し(51条1項)、作者の死後50年を経過するまでの間存続する(51条2項)。よって、本肢は誤り。 イ 団体名義のその書籍の著作権は、創作と同時に発生し(51条1項)、原則としてその書籍の公表後50年を経過するまでの間存続する(53条1項)。よって、本肢は誤り。 ウ 無名または変名(ペンネームを含む)の著作物の著作権は、原則としてその書籍の公表後50年を経過するまでの間存続する(52条1項)。よって、本肢は正しい。 エ その書籍の著作権は、創作と同時に発生して、原則として作者の死後50年を経過するまでの間存続する。よって、本肢は誤り。
練習問題 正答・解説 p. 81 【関連条文】 <著作権法第51条2項>	著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、作者の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した作者の死後。次条第一項において同じ。) <u>七十年</u> を経過するまでの間、存続する。	著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、作者の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した作者の死後。次条第一項において同じ。) <u>五十年</u> を経過するまでの間、存続する。
練習問題 正答・解説 p. 81～82 【関連条文】 <著作権法第52条1項>	無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後 <u>七十年</u> を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその作者の死後 <u>七十年</u> を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その作者の死後 <u>七十年</u> を経過したと認められる時において、消滅したものとす。	無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後 <u>五十年</u> を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその作者の死後 <u>五十年</u> を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その作者の死後 <u>五十年</u> を経過したと認められる時において、消滅したものとす。
練習問題 正答・解説 p. 82 【関連条文】 <著作権法第53条1項>	法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後 <u>七十年</u> (その著作物がその創作後 <u>七十年</u> 以内に公表されなかつたときは、その創作後 <u>七十年</u>)を経過するまでの間、存続する。	法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後 <u>五十年</u> (その著作物がその創作後 <u>五十年</u> 以内に公表されなかつたときは、その創作後 <u>五十年</u>)を経過するまでの間、存続する。
練習問題 正答・解説 p. 82 問題56	ア 実演についての保護期間は、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して <u>70年</u> である(101条2項1号)。よって、本肢は誤り。 ウ 著作権は、原則として作者の死後 <u>70年</u> の間存続する(51条2項)。よって、本肢は正しい。 エ Aを著作者とする写真の著作権は、Aの死後 <u>70年</u> の間存続する(51条2項)。よって、本肢は誤り。	ア 実演についての保護期間は、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して <u>50年</u> である(101条2項1号)。よって、本肢は誤り。 ウ 著作権は、原則として作者の死後50年の間存続する(51条2項)。よって、本肢は正しい。 エ Aを著作者とする写真の著作権は、Aの死後50年の間存続する(51条2項)。よって、本肢は誤り。
練習問題 正答・解説 p. 82 【関連条文】 <著作権法第51条2項>	著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、作者の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した作者の死後。次条第一項において同じ。) <u>七十年</u> を経過するまでの間、存続する。	著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、作者の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した作者の死後。次条第一項において同じ。) <u>五十年</u> を経過するまでの間、存続する。
練習問題 正答・解説 p. 82 【関連条文】 <著作権法第101条2項1号>	実演に関しては、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して <u>七十年</u> を経過した時	実演に関しては、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して <u>五十年</u> を経過した時

該当箇所	改訂内容(下線部分)	上級問題集(第7版第1刷)内容
練習問題 正答・解説 p. 89 問題71	<p>ア 作曲家Aが有するその楽曲の貸与権は、Aの死後<u>70年</u>の間存続するので、その間、その楽曲の貸与権を侵害している業者Cに対して差し止めを請求できる(51条2項、112条1項)。しかし、歌手Bが有する歌の実演の貸与権は、そのCDが最初に販売されてから1月以上12月を超えない範囲内しか機能しないので(95条の3第2項)、その期間を経過した場合は、差し止めを請求できない。よって、本肢は誤り。</p> <p>エ 作曲家Aが有するその楽曲の貸与権は、Aの死後<u>70年</u>の間行使することができる(51条2項)。よって、本肢は誤り。</p>	<p>ア 作曲家Aが有するその楽曲の貸与権は、Aの死後50年の間存続するので、その間、その楽曲の貸与権を侵害している業者Cに対して差し止めを請求できる(51条2項、112条1項)。しかし、歌手Bが有する歌の実演の貸与権は、そのCDが最初に販売されてから1月以上12月を超えない範囲内しか機能しないので(95条の3第2項)、その期間を経過した場合は、差し止めを請求できない。よって、本肢は誤り。</p> <p>エ 作曲家Aが有するその楽曲の貸与権は、Aの死後50年の間行使することができる(51条2項)。よって、本肢は誤り。</p>
練習問題 正答・解説 p. 90 【関連条文】 <著作権法第51条2項>	著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。) <u>七十年</u> を経過するまでの間、存続する。	著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。) <u>五十年</u> を経過するまでの間、存続する。
練習問題 正答・解説 p. 91 問題75	私的使用の複製に関する著作権の権利制限規定(30条1項)は、著作隣接権に準用される(102条1項)。著作権の譲渡に関する規定(61条1項)も著作隣接権に準用されており(103条1項)、著作隣接権も譲渡することが可能である。権利侵害行為に対する差し止め請求は、著作隣接権者も行うことができる(112条1項)。著作隣接権の存続期間は、原則として、実演に関しては実演から <u>70年</u> (101条2項1号)、レコードに関しては発行から <u>70年</u> (101条2項2号)、放送に関しては放送から50年(101条2項3号)、有線放送に関しては放送から50年(101条2項4号)である。	私的使用の複製に関する著作権の権利制限規定(30条1項)は、著作隣接権に準用される(102条1項)。著作権の譲渡に関する規定(61条1項)も著作隣接権に準用されており(103条1項)、著作隣接権も譲渡することが可能である。権利侵害行為に対する差し止め請求は、著作隣接権者も行うことができる(112条1項)。著作隣接権の存続期間は、原則として、実演に関しては実演から50年(101条2項1号)、レコードに関しては発行から50年(101条2項2号)、放送に関しては放送から50年(101条2項3号)、有線放送に関しては放送から50年(101条2項4号)である。
練習問題 正答・解説 p. 96 問題89	ア プログラムを実行するために必要に応じて行う変更には、同一性保持権は及ばないと考えられる(20条2項3号)。よって、本肢は問題(トラブル)が発生する可能性が低い。	ア プログラムを利用するために必要に応じて行う変更には、同一性保持権は及ばないと考えられる(20条2項3号)。よって、本肢は問題(トラブル)が発生する可能性が低い。
過去問題1 p. 109 問題23	<p>イ 1960年7月7日に創作された小説の執筆者が1980年3月3日に死亡した場合、当該小説の著作物の保護期間の満了日は、<u>2050年</u>3月3日である。</p> <p>エ その正体が一般には知られていない「歴史太郎」というペンネームを使用する謎の新進気鋭の小説家が、新聞に逐次公表している連載小説につき、初回掲載日は2010年4月2日、最終回掲載日が2012年3月28日である場合、この連載小説の保護期間の満了日は、<u>2080年</u>12月31日である。</p>	<p>イ 1960年7月7日に創作された小説の執筆者が1980年3月3日に死亡した場合、当該小説の著作物の保護期間の満了日は、<u>2030年</u>3月3日である。</p> <p>エ その正体が一般には知られていない「歴史太郎」というペンネームを使用する謎の新進気鋭の小説家が、新聞に逐次公表している連載小説につき、初回掲載日は2010年4月2日、最終回掲載日が2012年3月28日である場合、この連載小説の保護期間の満了日は、<u>2060年</u>12月31日である。</p>
過去問題2 p. 130 問題22	<p>ア ソフトウェア開発会社はその名義で販売を開始したソフトウェアの著作権の保護は、その公表の時に始まり、公表後<u>70年</u>をもって終了する。</p> <p>イ ある著名な芸能人が、文筆活動のときだけはペンネームを用いており、そのペンネームが誰であるのか周知である場合、その芸能人がペンネームを用いて公表したエッセーの著作物の保護期間は、そのエッセーの公表後<u>70年</u>をもって終了する。</p>	<p>ア ソフトウェア開発会社はその名義で販売を開始したソフトウェアの著作権の保護は、その公表の時に始まり、公表後50年をもって終了する。</p> <p>イ ある著名な芸能人が、文筆活動のときだけはペンネームを用いており、そのペンネームが誰であるのか周知である場合、その芸能人がペンネームを用いて公表したエッセーの著作物の保護期間は、そのエッセーの公表後50年をもって終了する。</p>

該当箇所	改訂内容(下線部分)	上級問題集(第7版第1刷)内容
<p>過去問題1 正答・解説 p. 154 問題23</p>	<p>イ 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあつては、最後に死亡した著作者の死後。次条第1項において同じ。)70年を経過するまでの間、存続する(51条2項)。ただし、ここでいう「<u>死後70年</u>」の計算は、死亡した日の属する年の翌年から起算することになっている(57条)。したがって、この小説の著作物の保護期間は、小説家が死亡した翌年である1981年1月1日から70年を経過した2050年12月31日までである。</p> <p>エ 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後70年を経過するまでの間、存続する(52条1項前段)。公表の時は、冊、号又は回を追って公表する著作物については、毎冊、毎号又は毎回の公表の時によるものとし、一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、最終部分の公表の時によるものとする(56条1項)。本肢の小説のような逐次公表の連載小説については、公表とは最終部分(最終回)の公表のときによる。また、ここでいう「<u>公表後70年</u>」の計算は、公表した日の属する年の翌年から起算することになっている(57条)。したがって、この連載小説の保護期間は、最終回が公表された日の翌年である2013年1月1日から70年を経過した2082年12月31日までということになる。</p>	<p>イ 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあつては、最後に死亡した著作者の死後。次条第1項において同じ。)50年を経過するまでの間、存続する(51条2項)。ただし、ここでいう「<u>死後50年</u>」の計算は、死亡した日の属する年の翌年から起算することになっている(57条)。したがって、この小説の著作物の保護期間は、小説家が死亡した翌年である1981年1月1日から50年を経過した2030年12月31日までである。</p> <p>エ 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後50年を経過するまでの間、存続する(52条1項前段)。公表の時は、冊、号又は回を追って公表する著作物については、毎冊、毎号又は毎回の公表の時によるものとし、一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、最終部分の公表の時によるものとする(56条1項)。本肢の小説のような逐次公表の連載小説については、公表とは最終部分(最終回)の公表のときによる。また、ここでいう「<u>公表後50年</u>」の計算は、公表した日の属する年の翌年から起算することになっている(57条)。したがって、この連載小説の保護期間は、最終回が公表された日の翌年である2013年1月1日から50年を経過した2062年12月31日までということになる。</p>
<p>過去問題1 正答・解説 p. 156 問題27</p>	<p>ウ 実演家は、その実演を放送し、又は有線放送する権利を専有する(92条1項)が、録音・録画権を有する者の許諾を得て録音され、又は録画されている実演については、適用されない(92条2項2号イ)。ただし、放送事業者及び有線放送事業者(以下この条及び第97条第1項において「<u>放送事業者等</u>」という。)は、第91条第1項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコード(送信可能化されたレコードを含む。第97条第1項及び第3項において同じ。)を用いた放送又は有線放送を行った場合(営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行った場合を除く。)には、当該実演(第7条第1号から第6号までに掲げる実演で著作隣接権の存続期間内のものに限る。次項から第4項までにおいて同じ。)に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない(95条1項)。放送事業者が、商業用レコードを用いた放送を行った場合は、実演家に二次使用料を支払う必要がある。</p>	<p>ウ 実演家は、その実演を放送し、又は有線放送する権利を専有する(92条1項)が、録音・録画権を有する者の許諾を得て録音され、又は録画されている実演については、適用されない(92条2項2号イ)。ただし、放送事業者及び有線放送事業者(以下この条及び第97条第1項において「<u>放送事業者等</u>」という。)は、第91条第1項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行った場合(営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行った場合を除く。)には、当該実演(第7条第1号から第6号までに掲げる実演で著作隣接権の存続期間内のものに限る。次項から第4項までにおいて同じ。)に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない(95条1項)。放送事業者が、商業用レコードを用いた放送を行った場合は、実演家に二次使用料を支払う必要がある。</p>
<p>過去問題1 正答・解説 p. 157 問題30</p>	<p>エ 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為は、当該権利管理情報に係る著作人的人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす(113条4項2号)。</p>	<p>エ 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為は、当該権利管理情報に係る著作人的人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす(113条3項2号)。</p>

該当箇所	改訂内容(下線部分)	上級問題集(第7版第1刷)内容
<p>過去問題2 正答・解説 p. 168 問題13</p>	<p>エ 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす(113条7項)。著作者又は実演家は、故意又は過失によりその著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作者又は実演家であることを確保し、又は訂正その他著作者若しくは実演家の名誉若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる(115条)。著作者又は実演家の死後においては、その遺族(死亡した著作者又は実演家の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。)は、当該著作者又は実演家について第60条又は第101条の3の規定に違反する行為をする者又はするおそれがある者に対し第112条の請求を、故意又は過失により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為又は第60条若しくは第101条の3の規定に違反する行為をした者に対し前条の請求をすることができる(116条1項)。したがって、子は美人画の撤去および謝罪文の掲示を要求する権利を有する。</p>	<p>エ 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす(113条6項)。著作者又は実演家は、故意又は過失によりその著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作者又は実演家であることを確保し、又は訂正その他著作者若しくは実演家の名誉若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる(115条)。著作者又は実演家の死後においては、その遺族(死亡した著作者又は実演家の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。)は、当該著作者又は実演家について第60条又は第101条の3の規定に違反する行為をする者又はするおそれがある者に対し第112条の請求を、故意又は過失により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為又は第60条若しくは第101条の3の規定に違反する行為をした者に対し前条の請求をすることができる(116条1項)。したがって、子は美人画の撤去および謝罪文の掲示を要求する権利を有する。</p>
<p>過去問題2 正答・解説 p. 172 問題21</p>	<p>エ 第30条第1項に定める私的使用の目的をもって、<u>録音録画有償著作物等</u>(録音され、又は録画された著作物又は実演等(著作権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。))であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの(その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。)をいう。)の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する(119条3項)。私的複製の目的で、Webサイト上の違法複製物をデジタル方式で録音または録画した場合に刑事罰が科されるのは、有償で公衆に提供、提示されているものに限られるので、無償で公衆に提供されているものにはおよばない。</p>	<p>エ 第30条第1項に定める私的使用の目的をもって、<u>有償著作物等</u>(録音され、又は録画された著作物又は実演等(著作権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。))であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの(その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。)をいう。)の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する(119条3項)。私的複製の目的で、Webサイト上の違法複製物をデジタル方式で録音または録画した場合に刑事罰が科されるのは、有償で公衆に提供、提示されているものに限られるので、無償で公衆に提供されているものにはおよばない。</p>

該当箇所	改訂内容(下線部分)	上級問題集(第7版第1刷)内容
<p>過去問題2 正答・解説 p. 172 問題22</p>	<p>ア 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる(51条1項)。法人その他の団体が著作物の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後<u>70年</u>(その著作物がその創作後<u>70年</u>以内に公表されなかつたときは、その創作後<u>70年</u>)を経過するまでの間、存続する(53条1項)。団体名義の著作物の保護期間は、公表後<u>70年</u>をもって終了するが、その始期は、あくまで創作の時からである。</p> <p>イ 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後<u>70年</u>を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその著作者の死後<u>70年</u>を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作者の死後<u>70年</u>を経過したと認められる時において、消滅したものとす(52条1項)。</p> <p>変名の著作物における著作者の変名がその者のものとして周知のものであるときは、前項の規定は、適用しない(52条2項1号)。著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。) <u>70年</u>を経過するまでの間、存続する(51条2項)。</p> <p>変名(ペンネーム)の著作物の保護は、公表後<u>70年</u>で終了するが、その変名が誰のものであるのか周知であるときは、本来どおり著作者の死後<u>70年</u>となる。</p>	<p>ア 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる(51条1項)。法人その他の団体が著作物の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後50年(その著作物がその創作後50年以内に公表されなかつたときは、その創作後50年)を経過するまでの間、存続する(53条1項)。団体名義の著作物の保護期間は、公表後50年をもって終了するが、その始期は、あくまで創作の時からである。</p> <p>イ 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後50年を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその著作者の死後50年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作者の死後50年を経過したと認められる時において、消滅したものとす(52条1項)。</p> <p>変名の著作物における著作者の変名がその者のものとして周知のものであるときは、前項の規定は、適用しない(52条2項1号)。著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。)50年を経過するまでの間、存続する(51条2項)。</p> <p>変名(ペンネーム)の著作物の保護は、公表後50年で終了するが、その変名が誰のものであるのか周知であるときは、本来どおり著作者の死後50年となる。</p>
<p>過去問題2 正答・解説 p. 175 問題28</p>	<p>エ 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす(113条4項2号)。</p>	<p>エ 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす(113条3項2号)。</p>
<p>過去問題2 正答・解説 p. 180 問題39</p>	<p>4 第30条第1項、第30条の3、第31条第1項第1号若しくは第3項後段、第33条の2第1項若しくは第4項、第35条第1項、第37条第3項、第37条の2本文(同条第2号に係る場合にあつては、同号。次項第1号において同じ。)、第41条から第42条の3まで、<u>第43条第2項、第44条第1項若しくは第2項、第47条第1項若しくは第3項、第47条の2又は第47条の5第1項</u>に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第1号又は第2号の複製物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示(送信可能化を含む。以下同じ。)を行った者は、第21条の複製を行ったものとみなす(49条1項1号)。いったん私的使用のための複製として複製された場合であっても、その後私的使用以外の目的のために当該複製物を頒布し、または公衆に提示した者は、(許諾のない)複製を行ったものとみなされる。</p>	<p>4 第30条第1項、第30条の3、第31条第1項第1号若しくは第3項後段、第33条の2第1項若しくは第4項、第35条第1項、第37条第3項、第37条の2本文(同条第2号に係る場合にあつては、同号。次項第1号において同じ。)、第41条から第42条の3まで、第42条の4第2項、第44条第1項若しくは第2項、第47条の2又は第47条の6に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第4号の複製物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者は、第21条の複製を行ったものとみなす(49条1項1号)。いったん私的使用のための複製として複製された場合であっても、その後私的使用以外の目的のために当該複製物を頒布し、または公衆に提示した者は、(許諾のない)複製を行ったものとみなされる。</p>

以上